

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	平成29年2月9日 第23号
件 名	区民が安心して利用できる介護保険に関わる請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎 戸 忠 子
紹 介 議 員	関 川 け さ 子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚 生 委 員 会

請願理由

文京区においては、2016年10月より介護予防・日常生活支援総合事業がスタートし、要支援1・2の軽度者は順次この制度に移行していくことがすすめられています。さらに国では2018年の介護保険の制度改正に向けて見直しの審議が行われています。

このような状況の中で、利用をしている高齢者・家族は利用が厳しくなり、負担が増えるという不安を抱き、生活を自粛している状態となっています。一方、介護事業所はたび重なる介護保険の改定で経営が厳しくなり、従事者は過労と生活していけない収入で人手不足となっています。今後、人材不足は慢性的で深刻な事態になると思われます。

現在審議中の「要介護1・2」の人が利用する訪問介護の生活援助（掃除・調理・買い物等）と福祉用具貸与は保険から外すことについては、現行どおりの制度の維持を切に希望します。生活援助は高齢者の体調の判断や認知症の症状を把握し、早急対応で重度化を防ぐなど専門性が必要な介護となっています。福祉用具貸与は杖・手すり・車椅子等は転倒防止・外出支援など安全な日常生活を送る上で必要不可欠なサービスとなっており、高齢者の自立支援、家族の介護負担軽減となるものです。

特別養護老人ホームの入所基準は「要介護3以上」となりましたが、認知症独居等で在宅困難な高齢者は待機にもならない状況となっています。このような高齢者の把握や状況に応じた対応が必要です。

要介護認定は区で決定しますが、高齢者の実態に合っていない、以前の認定時と同じ、もしくは加齢とともに体力が低下しているにもかかわらず軽くなった。そのため今まで受けていた紙おむつ支給制度(区の施策)も利用できなくなったという高齢者の声がありました。また認定に関して文京区は厳しいという声も聞かれます。

区や国に対して、区民が安心して利用できる制度を要望します。

請願事項

- 1 「要支援1・2」の方の訪問介護と通所サービスの質の低下にならないようにしてください。
- 2 介護従事者の処遇改善や人材確保について、例えば家賃補助等区の独自施策として講じてください。
- 3 介護認定は申請者の実態にあった認定結果となるように審査を行ってください。
- 4 紙おむつの支給等介護保険以外の区の施策について、対象者を介護度で限定するのではなく、必要に迫られている方が利用できるよう支給してください。
- 5 特別養護老人ホーム入所は「要介護1・2」であっても在宅生活困難等の実態に応じていねいに対応し、できるだけ入所できるように考慮してください。
- 6 「要介護1・2」の生活援助サービスの低下・削減・利用料の引き上げは行わないよう国へ要望してください。